

財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

ただし、株式会社越生特産物加工研究所の工作物及び物品は定率法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6 年～50 年

工作物 5 年～60 年

物品 3 年～20 年

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっ
ています。）
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリ
ース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナ
ンス・リース取引を除きます。）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上してい
ます。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上
しています。
- ② 退職手当引当金
退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当と
して支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち越生町へ
按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。
- ③ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の
見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリ
ース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常 of 売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常 of 賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引
通常 of 賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（越生町公金管理運用基準において、
歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払

いを含んでいます。

(7) 採用した消費税等の会計処理

税込方式によっています。ただし、水道事業会計及び株式会社越生特産物加工研究所は税抜方式によっています。

(8) 連結対象団体の決算日が一般会計等と異なる場合の当該決算日及び連結のための当該連結対象団体について特に行った処理の概要

決算日の差異が3ヶ月以内の連結対象団体は、同団体の決算日の財務書類に基づいています。

(9) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。ただし、重要な物品等である場合は、資産計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき修繕費として処理しています。

2 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

越生町、毛呂山町外4組合公平委員会特別会計

農業集落排水事業特別会計

国民健康保険特別会計

介護保険事業特別会計

後期高齢者医療特別会計

水道事業会計

広域静苑組合

西入間広域消防組合

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

埼玉西部環境保全組合

坂戸地区衛生組合

埼玉県市町村総合事務組合
彩の国さいたま人づくり広域連合
埼玉県後期高齢者医療広域連合
株式会社越生特産物加工研究所
社会福祉法人越生町社会福祉協議会

ただし、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合は、地方公営企業法の適用化を進めているため、連結しないこととします。

- ② 地方公営企業が適用される会計については、地方公営企業会計基準によっています。
- ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。